

# 尾道市立幼稚園の閉園等に関する規則

平成28年9月30日  
教育委員会規則第15号

(趣旨)

第1条 この規則は、尾道市立幼稚園(以下「幼稚園」という。)における園児の募集停止、休園及び閉園(以下「閉園等」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(1年保育幼稚園における閉園等)

第2条 教育委員会は、1年保育幼稚園において、園児募集期間の終了時に、翌年度の園児数が5人に満たない場合は、当該幼稚園を休園するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 幼稚園が離島等にあるため園児が他園へ通園することが困難であると認められる場合
- (2) 市において再編計画等があり、閉園が具体化している場合
- (3) 児童養護施設に入所している園児が入園を予定している場合
- (4) 前3号に定めるもののほか、教育委員会が特別の事情があると認める場合

2 教育委員会は、前項の規定により休園が3年間継続した場合は、当該幼稚園を閉園するものとする。

(複数年保育幼稚園における閉園等)

第3条 教育委員会は、複数年保育幼稚園において、年度の5月1日時点における園児数が10人に満たない状況が3年間継続した場合は、当該幼稚園の翌年度以降の園児募集を停止するものとする。ただし、前条第1項各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

2 教育委員会は、前項の規定により園児の募集を停止した幼稚園について、現に在園する園児が存しない状況に至った場合は、閉園するものとする。

(その他)

第4条 この規則に定めるもののほか、幼稚園における閉園等に関して必要な事項は教育長が別に定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。